

● 寄稿 4

知財立県推進に向けた 愛知県の取り組み

愛知県産業労働部新産業課

1. はじめに

愛知県は、製造品出荷額が昭和52年以来31年連続全国1位であり、輸送用機械産業を中心として我が国経済の発展をリードしてきました。しかし、経済のグローバル化が進む中で、今後も活力を維持し、国際競争力を向上させ、産業をさらに伸展させていくためには、産業の高度化、新分野展開、新産業の創出などによる高度な知的創造サイクルの実現が必要とされ、これを支えるため、知的財産立県推進に地域をあげて取り組んでいくことが急務であります。

このような中で、当県では、平成15年4月に県の知的財産の統一的な窓口として、産業労働部産業技術課（現新産業課）に知的財産グループを設け知財立県推進に向けての取り組みを始め、平成16年3月に、「あいち知的財産創造プラン」（目標年度：平成22年度）を策定しました。

このプランに基づき「愛知の発明の日」の制定、中小企業の海外特許出願に対する経済的支援制度の創設、少年少女発明クラブの設置促進、県試験研究機関が保有する特許の民間への移転促進など、各種の施策等に取り組み、一定の成果を上げてきました。平成20年2月には、模倣品被害の深刻化や営業秘密管理など新たな課題も生じてきたことを受け、プランの中間見直しを実施し、「あいち知的財産創造プラン（改訂版）」として取りまとめたところであります。

平成20年度からは、この改訂版プランに基づき、経営支援の視点を加えて新たな事業をスタートさせて

おります。今回はこれら新たな事業を中心に、愛知県の知財に対する取り組みを紹介します。

2. あいち知的財産創造プラン（改訂版）に基づく 主な取り組み

(1) 中小企業知的財産活用支援

ア 知的財産を活用した経営戦略に対する総合的・継続的支援（ハンズオン支援モデル事業）

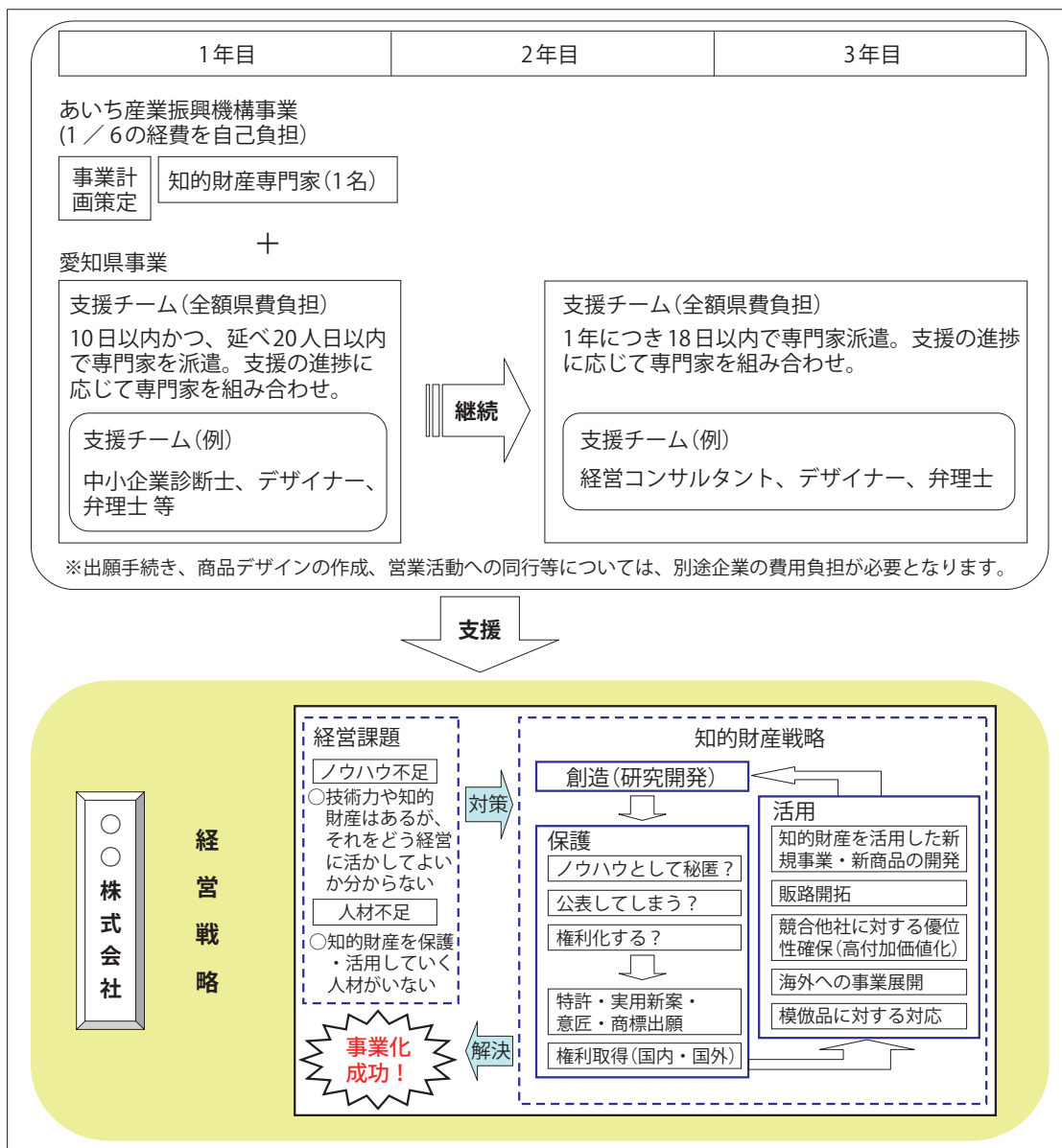
中小企業が知的財産を活用し事業化を成し遂げるという成功モデルを提示するために、平成20年度から、複数・異分野の専門家が継続的に知的財産戦略の策定から事業化までを支援する、ハンズオン支援モデル事業（同一企業（4社）に3年間の継続支援）を実施しています。（図1）

イ 支援人材のネットワーク化

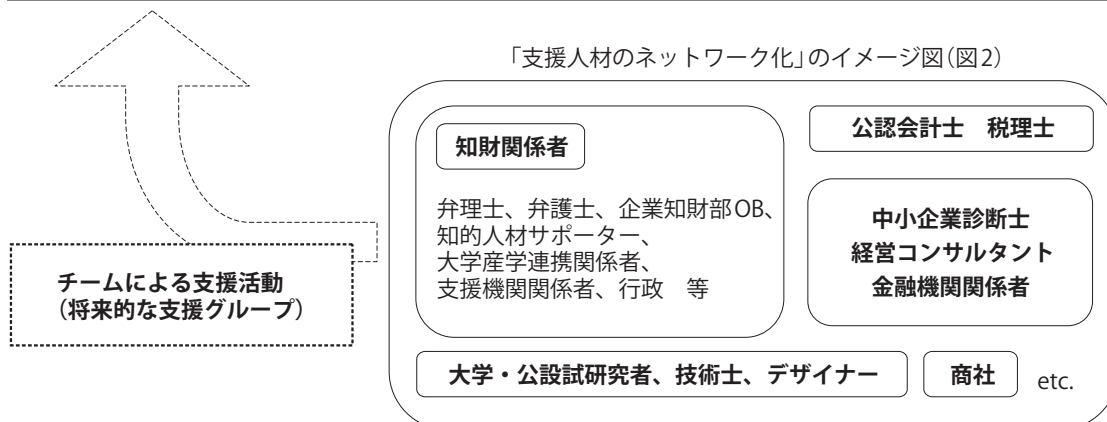
知的財産を活用して事業化を図るには、中小企業の多様なニーズを考えると弁理士等の知的財産の専門家だけでは不十分であるため、知的財産専門家をベースに中小企業診断士、公認会計士等の知的財産以外の専門家を含めて、様々な立場で知的財産に関わる方が、お互いに知識を深め合うとともに、人的ネットワークを形成する機会を設けるために、「あいち知的財産人材交流研究会」を実施しています。

平成20年度においては、「知財プロフェッショナルへの道」「知財ゲーム」などをテーマに4回開催するなど、

ハンズオン支援のイメージ図 (図1)



「支援人材のネットワーク化」のイメージ図(図2)



継続的な取り組みを行っています。(図2)

ウ 営業秘密管理体制構築への支援

公開を前提とした特許等の法的権利として管理していくのとは異なり、製造技術・製造ノウハウ、設計図、顧客情報、販売マニュアルなどの情報を営業秘密として秘匿して取り扱う場合には、漏洩・流出といった行為に対する自衛策を講ずる必要があります。しかしながら、中小企業においては、その対策は不十分であると言わざるをえない状況です。

そこで、平成20年度には、営業秘密等の適切な管理の必要性を普及啓発するためのセミナーを開催しましたが、募集から短期間で定員に達するなど、企業の関心の高さがうかがえます。

今年度も海外への技術流出防止対策等を含めての開催を検討しています。

(2) 中小企業の海外での権利保護に対する支援

ア 海外出願に対する補助金(特許+意匠・商標)

知的財産を活用したたくましい中小企業づくりを進めるため、平成16年度から県内中小企業が行う海外への特許出願に対する補助制度を設け、支援を行ってきましたが、平成20年度からは海外意匠・商標出願に拡充するなど、中小企業の海外における知的財産の権利化を支援しています。

イ 模倣品被害対策に対する支援

① アジア経済連携事業を活用した江蘇省政府との協力体制の整備

愛知県では経済発展が著しいアジアとの経済交流を図ることにより、アジアに進出している県内企業の事業展開を支援することとしており、まずは、友好交流の実績がありかつ進出企業が多い中国江蘇省と、県内企業の進出の関心が高いベトナムを当面の連携先として、相手政府との経済連携協定を締結し(ベトナム：20年3月、江蘇省：20年10月)、現地にサポートデスクを設置するなどして、幅広い経済交流をめざしています。

このうち、江蘇省との間では、知的財産問題を主要

なテーマの一つとして取り扱い、県内から進出している中小企業が模倣品被害にあった時に適切な対処がなされるよう江蘇省政府に働きかけるなど、知的財産保護に関する相互協力関係を構築することとしています。平成21年1月には、江蘇省内にサポートデスクを開設するにあわせ、本県進出企業30社が参加する知的財産セミナーを開催しました。

今後とも江蘇省知的財産担当部局との間で交流を深めていくこととしています。

② 模倣品被害に関する情報収集・提供

県内企業の模倣品被害の実態を把握するため、平成19・20年度に実施した企業アンケート調査結果を踏まえ、平成21年度は、詳細なヒヤリング調査を実施することとしています。この調査結果を基に、模倣品被害事例集やwebページを作成し、模倣品被害をどこか他人事のように捉えている県内企業に対して警鐘を鳴らし、模倣品対策の必要性を啓発していくこととしています。

(3) 他機関との連携強化

今回のプランの見直しにあたり、県やその関係機関だけの支援では、人的・物的資源に限界がある、という課題が浮かび上がってきました。そこで人的・物的資源の有効活用により企業へのサポート体制の向上を図るため、他機関との連携を一層強化することとしました。その一環として経済産業省(特許庁)で新設された知的財産分野における地方公共団体と国との連携事業に応募し、横浜市とともに第一弾として採択され、国(中部経済産業局)との事業連携のもとに、これらプランに基づく主な取り組みの充実を図っております。

3. 当初プラン策定時からの主な継続事業

(1) 愛知の発明の日

自動織機の発明で有名な豊田佐吉翁が最初の動力織機の特許を取得した日(明治31年8月1日)にちなみ、愛知県では、平成16年以来、この8月1日を、発明や

知的財産について県民の皆様とともに考える日とし、毎年記念シンポジウム等を開催しています。

6回目となる今年は、昨年に引き続き国との連携事業の一環として、中部経済産業局、(社)発明協会愛知県支部とともに、「世界的な知の競争をいかに戦うか！～オープンイノベーション下の知の“競争”と“共創”～」をテーマに、名古屋市西区にあるトヨタテクノミュージアム産業技術記念館で記念シンポジウムを開催しました。

素川富司氏(前内閣官房知的財産戦略推進事務局長)・中村嘉秀氏(アルダーJ(株)代表取締役社長)の基調講演「オープンイノベーションで変わるモノづくり JAPANの知財戦略」に続き、パネルディスカッション「知の“競争”と“共創”これからの知財戦略がめざすもの・・・」などを行い、約200名の参加者で盛況のうちに終了しました。

また、愛知の発明の日に合わせ、県産業技術研究所を始めとする県内各地の研究機関や大学などで、科学や発明に関するイベントが開催され、大勢の親子連れ

などが、科学の不思議やモノづくりの楽しさを学びました。

(2) 少年少女発明クラブ設置の促進

次代の愛知を担うこどもたちに対して、少年少女発明クラブの仕組みなどを通して、発明や科学に対する関心を高めさせることにより、知的財産の重要性に対する意識の啓発を進めることを目的に、県では発明協会愛知県支部と連携して少年少女発明クラブの設置を支援しています。現在では、19クラブが設置され、全国1位のクラブ数になっています。

全国の発明クラブ設置状況(2009年9月現在)

順位	都道府県名	クラブ数
1	愛知県	19
2	青森県	14
3	北海道	11
...
全国計		205



基調講演で知財戦略について語る素川氏(上)と中村氏(右)



優秀発明者成果発表 日本ガイシ(株)



熱い議論が繰り広げられたパネルディスカッション

左から 前田裕子氏(東京医科歯科大学技術移転センター長)、素川富司氏、白橋光臣氏(iPSアカデミアジャパン(株)知的財産・法務部長)、長久厚氏(ラクオリア創業(株)代表取締役社長)、中村嘉秀氏



(3) 県機関の知的財産の創造・活用

愛知県では、平成16年度に県の知的財産窓口を産業労働部産業技術課（現新産業課）に一本化し、知事部局の特許を一元管理しつつ、県試験研究機関における研究成果の社会への還元、農林水産物の新品種等の開発を進めています。県が保有する特許と育成者権の実施許諾による実施料収入が、平成19年度には11,414千円となり1千万円の大台を超えましたが、平成20年度実績では9,531千円となり、若干の減少を示しております。しかし、プラン策定時の15年度（6,325千円）に比べ約1.5倍の収入金額となっており、着実に取り組みを進めていると言えます。

4. 今後の課題

本県では、「あいち知的財産創造プラン」に基づき、知的創造サイクルの実現を通して、産業の高度化や新分野展開、さらには新産業の創出などをめざす知的財産立県づくりに地域をあげて取り組んでまいりました。

特許出願件数が全国で減少するなか、本県では増加傾向を維持していること、産学官の連携のもとで、地域における知的財産尊重気運の醸成が進んだこと等、一定の成果が挙がっております。

しかしながら、依然として、知的財産戦略を保有する中小企業は少数であること、中小企業と大企業では知的財産活動において抱える問題の質に違いがあり、中小企業の実情に合わせた知的財産戦略が必要であること等、中小企業における知的財産の取組みの遅れが指摘されているところであります。また、模倣品被害や技術流出防止などグローバル化への的確な対応がますます必要となってきました。

本プランの目標年次である平成22年度が近づく現在、本県では、こうした課題を整理し、今後、本県が取り組むべき新たな方向性を模索・検討しているところであります。

県の知的財産窓口の一本化

